

あぶくま信用金庫

相続定期預金



つなぐ宝

受け継がれた資産を
大切にお預かりさせていただきます。

スーパー定期1年もの
(元金自動継続)

店頭
表示金利

プラス
+

年 0.2% (税引前)



※初回満期日以降は、その時点の店頭表示金利が適用されます。

●お預けいただける方
金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資として
お預けいただける個人のお客様



あぶくま信用金庫

裏面もご覧ください。

相続定期預金「つなぐ宝」 商品内容

お預けいただける方	金融機関（当金庫以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に、 相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客様
ご預金の種類	スーパー定期預金または大口定期預金（期間1年の自動継続型）
お預入期間	1年の自動継続（元金継続）
お預入金額	100万円以上、かつ相続により取得した金額を上限といたします ※ 不動産や有価証券等の換金代金、受取保険金など、当金庫以外でお受け取りの 相続預金も対象となります。
適用金利	スーパー定期預金1年物の店頭表示金利にプラス0.2%上乗せ ※ 満期日以降は同一期間で自動継続となり、その時点の店頭表示金利が適用されます。
税金	お受取利息には20.315%（国税15.315% 地方税5%）の税金がかかります。 （マル優ご利用の場合はお受取利息には課税されません。）
中途解約	満期日前に解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
必要書類	①当金庫にて相続手続きされた方 ・ご本人様確認資料 ②当金庫以外の金融機関にて相続手続きされた方 ・ご本人様確認資料 ・お預けいただける方が相続人であることが確認できる資料 戸籍謄本の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みもの）の写し、 遺産分割協議書の写し等 ・相続にて取得した資金、かつ相続手続き完了後、1年以内であることが確認できる資料 金融機関に提出された相続預金払戻依頼書等の写し、被相続名義人の解約済預金通帳や 計算書の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済のもの）の写し、遺産 分割協議書の写し、保険会社から送付される保険金等支払通知書等
その他	・1人1口座に限ります。 ・本商品は通帳式定期預金、総合口座でのお取扱いはできません。

※詳しくは窓口または得意先担当者にお問い合わせください。

詳しくは<あぶしん>
各支店へ！



あぶくま信用金庫
☎0244-23-5132

携帯・スマートフォンの方はQRコードを！
情報満載、ホームページをご覧ください。

あぶしん 
<http://www.abukuma.co.jp/>

